

令和5年6月市議会 総務委員会資料

第82号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	
(1) 森林環境税(国税)の導入に伴う改正	3~5
(2) 給与所得者の扶養親族等申告書に係る記載事項の簡素化	6
(3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限延長	6
(4) 自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化	7
(5) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設	8~11
3 長崎市税条例新旧対照表	12~26

理 財 部

令和5年6月

1. 改正の概要

理由

「地方税法の一部改正」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行」に伴い、長崎市税条例を改正するもの。

改正内容

- (1) 森林環境税(国税)の導入に伴う改正
- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書に係る記載事項の簡素化
- (3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限延長
- (4) 自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化
- (5) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設

2. 改正の内容

(1) 森林環境税(国税)の導入に伴う改正

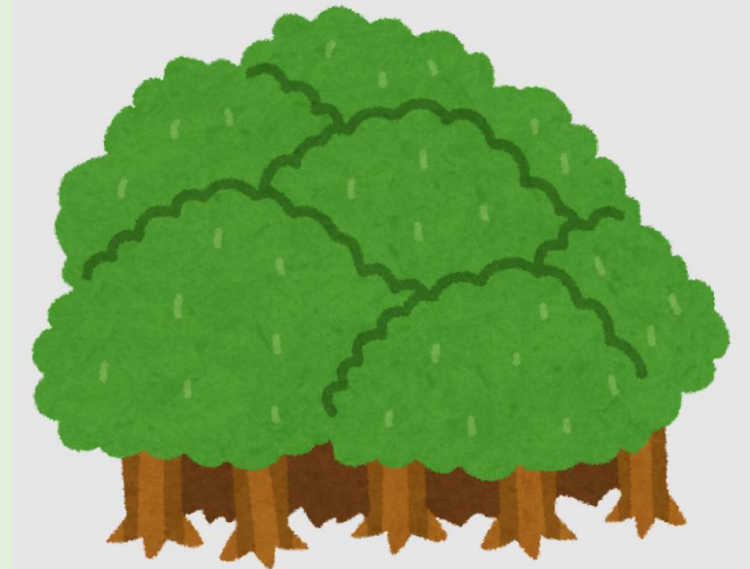
(市税条例第23条の10、第26条の2、第28条の2、第28条の9、第28条の10、第28条の14)

ア 改正の背景

パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において森林環境税が創設されており、令和6年度から賦課が開始されることに伴い、条文の改正を行うもの。

イ 改正の内容

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う、森林環境税の賦課徴収に係る条文の改正。



(ア)納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する国税
(イ)税率	1,000円
(ウ)賦課徴収	市町村(個人住民税と併せて実施)

種別		令和5年度	令和6～8年度	令和9年度～
国税	森林環境税	—	1,000円	1,000円
個人住民税 均等割	県民税	標準税率	1,000円	1,000円
		東日本大震災復興(H26～R5) ※	500円	—
		ながさき森林環境税(H19～R8)	500円	500円
	市民税	標準税率	3,000円	3,000円
		東日本大震災復興(H26～R5) ※	500円	—
計		5,500円	5,500円	5,000円

※ 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による臨時的引上げ

ウ 施行日

令和6年1月1日

エ 影響見込

影響なし

長崎市の森林環境譲与税の使途

(単位:千円)

年度	事業名	事業費	事業費の内訳			事業内容
			うち 基金取崩額	うち森林 環境譲与税	うちその他 財源(利子)	
令和元年度	基金積立金	24,530	-	24,530	-	今後の森林経営管理事業に備え、必要な財源を積立て
令和2年度	森林整備促進費	10,978	10,978	-	-	森林整備に向けた森林所有者の意向調査を実施していくため、適切な管理が必要な森林の抽出や整備の優先度などの検討
	基金積立金	52,137	-	52,128	9	今後の森林経営管理事業に備え、必要な財源を積立て
令和3年度	森林整備促進費	501	501	-	-	森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施。次年度意向調査実施予定箇所の森林の現況調査を実施
	基金積立金	51,551	-	51,490	61	今後の森林経営管理事業に備え、必要な財源を積立て
令和4年度 決算見込	森林整備促進費	532	532	-	-	森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施
	基金積立金	66,826	-	66,616	210	今後の森林経営管理事業に備え、必要な財源を積立て
令和5年度 当初予算	森林整備促進費	1,450	1,450	-	-	森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施予定
	基金積立金	67,138	-	66,616	522	今後の森林経営管理事業に備え、必要な財源を積立て

※森林環境譲与税基金

目的：森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充当する。

令和5年度末基金現在高見込 248,721千円

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書に係る記載事項の簡素化 (市税条例第25条の3の2)

ア 改正の背景

税関係手続を簡素化することで、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る。

イ 改正の内容

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年の申告内容と異動がない場合
前年から異動がない旨の記載に代えることを可能とする。

ウ 施行日 令和7年1月1日



(3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限延長 (市税条例附則第6条の4)

ア 改正の背景

就業者の高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加などで肉用牛経営は厳しい環境にあることから、肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図る。

イ 改正の内容

個人住民税における肉用牛売却所得の課税の特例の適用期限を令和6年度までから令和9年度までに3年延長する。

【参考】

1 肉用牛売却所得の課税の特例

(1) 肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するため、農業を営む個人が飼育した肉用牛を所定の家畜市場等において売却した場合に、1頭当りの売却価額が100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満の肉用牛であって、その年間売却頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得に対する市民税を免除する。

(2) 所得税は昭和42年度から、市民税は昭和44年度から時限措置として創設され、昭和56年度税制改正において免税基準価額を導入後、継続している。

ウ 施行日 条例公布日

エ 適用者数 令和4年度 0名、令和3年度 0名

オ 影響見込 影響なし

(4) 自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化 (市税条例附則第13条の2、第15条)

ア 改正の背景

令和4年3月以降発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響が大きかった。

イ 改正の内容

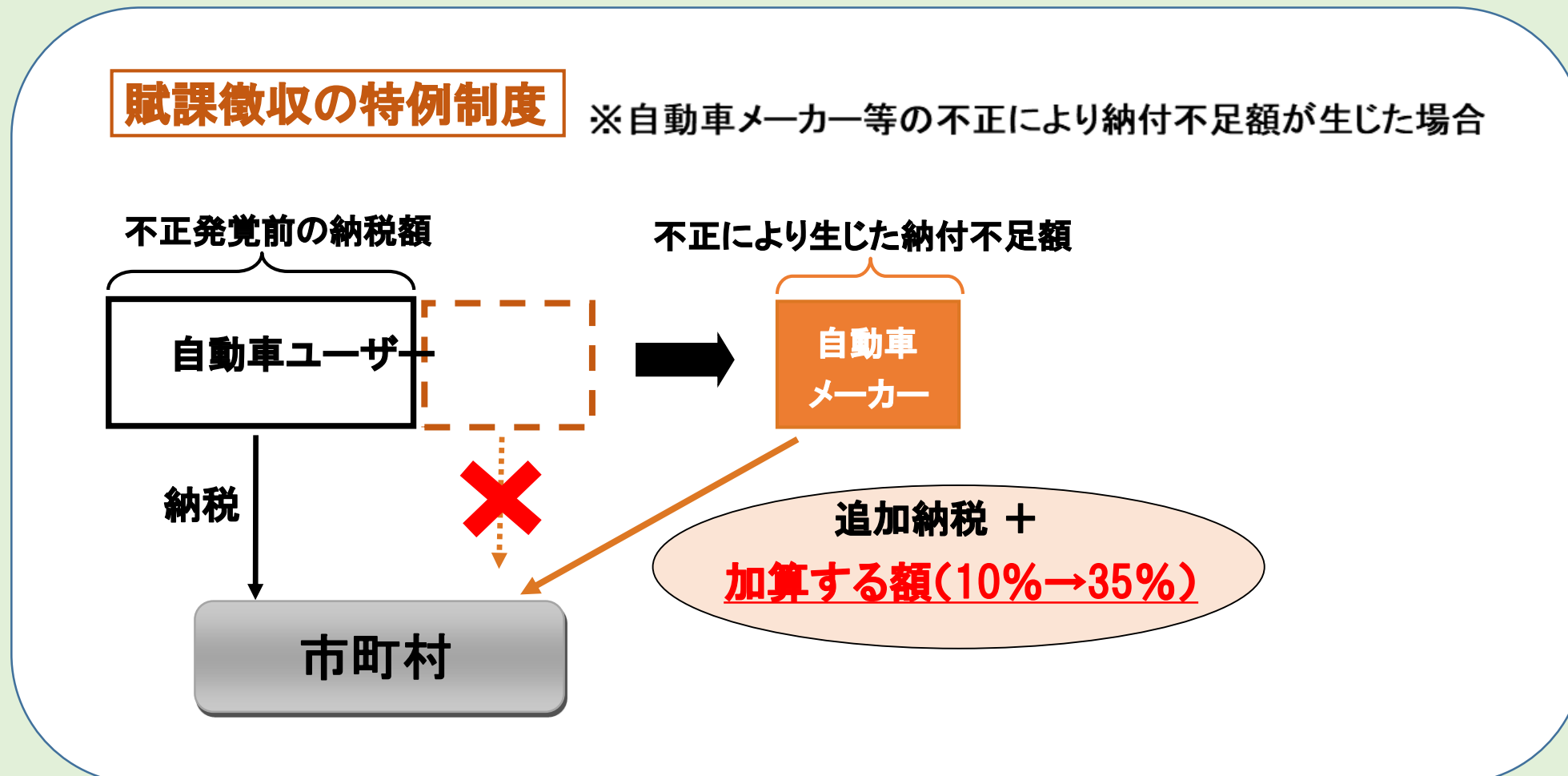
税制上の再発防止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げる。

ウ 施行日

令和6年1月1日

エ 影響見込

影響なし



(5) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設

(市税条例附則第8条の2、第8条の3関係)

令和5年度税制改正により、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」のひとつとして、「長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税を減額する措置」が創設された。

地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」とは

固定資産税については、地方税法の規定により、様々な全国一律の特例措置(新築住宅に対する軽減や、住宅用地に対する特例など)が設けられているが、地方団体が、税制を通じて地域の実情に応じた政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正により導入されたもの。

原則

$$\text{税額} = \text{課税標準} \times \text{税率}$$

わがまち特例は、従来法律で一律に規定していた課税標準又は減額特例の割合を条例で決定できる。
(※ただし、特例割合の上限及び下限並びに参酌基準は法律で規定)

わがまち特例

$$\text{税額} = \left[\text{課税標準となるべき価格} \times \text{特例割合} \right] \times \text{税率}$$

税額の減額特例

ア 改正の背景

- 全国の築40年超のマンション116万戸は、10年後249万戸(約2.2倍) 20年後425万戸(約3.7倍)に増加
老朽化や、管理組合の担い手不足が顕著なマンションも急増。
- マンションの長寿命化工事が適切に行われない
 - 外壁剥離・廃墟化による周囲への大きな影響
 - 除却の行政代執行等に伴う多額の行政負担
 一方、建て替えのハードルも高く、マンションの長期使用を促す必要。
- 所有者の高齢化や工事費の急激な上昇
 - 工事に必要な積立金が不足。

行政代執行により
除却したマンション



- ・外壁が剥落し、アスベスト飛散のおそれ
- ・行政代執行費用: 約1.2億円

【出典: 国土交通省ホームページ】

積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることが必要。

(5) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設

(市税条例附則第8条の2、第8条の3関係)

イ 改正の内容

概要	改正マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンション等において長寿命化工事(※1)が実施された場合に、その翌年度に課税される建物部分の固定資産税を減額するもの。		
対象となるマンションの要件	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #D9E1F2;"> 建築後20年以上が経過している10戸以上のマンション (長崎市内に約300棟) </div> <div style="font-size: 2em; color: #0070C0;">+</div> <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #D9E1F2;"> 長寿命化工事を過去に1回以上実施 </div> <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #D9E1F2;"> 長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保(※2) </div> </div> <div style="margin-left: 20px; color: #0070C0; font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #D9E1F2;"> 長寿命化工事の実施 </div>		
適用期間	1年間 (長寿命化工事が完了した翌年度分の固定資産税が対象)	工事完了期限	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで
適用上限	1戸当たり100㎡まで	申請期限	工事完了後、3か月以内
長崎市の減額割合	<u>1/3</u>	減額割合の範囲	1/6 以上 1/2 以下(参酌基準:1/3)

※1 屋根防水・床防水・外壁塗装等の全ての工事
 ※2 積立金を一定以上に引き上げ、「管理計画」の認定を受けていること等

減額割合の決定理由

①長崎市でも高経年マンションの増加が見込まれることから、適切な管理を促し、管理不全マンションの発生を未然に防止したいため、納税者に有利な減額措置を講じたいこと

②わがまち特例の適用による減収額に対しては、参酌基準を限度として交付税措置(※3)が適用されること

を勘案し、減額割合を参酌基準である3分の1とする。

※3 わがまち特例を適用させることとした場合、減収の75%が普通交付税により補てんされる。

(5) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設

(市税条例附則第8条の2、第8条の3関係)

試算

マンション一棟に減額措置を適用した場合の税収と
交付税額の例

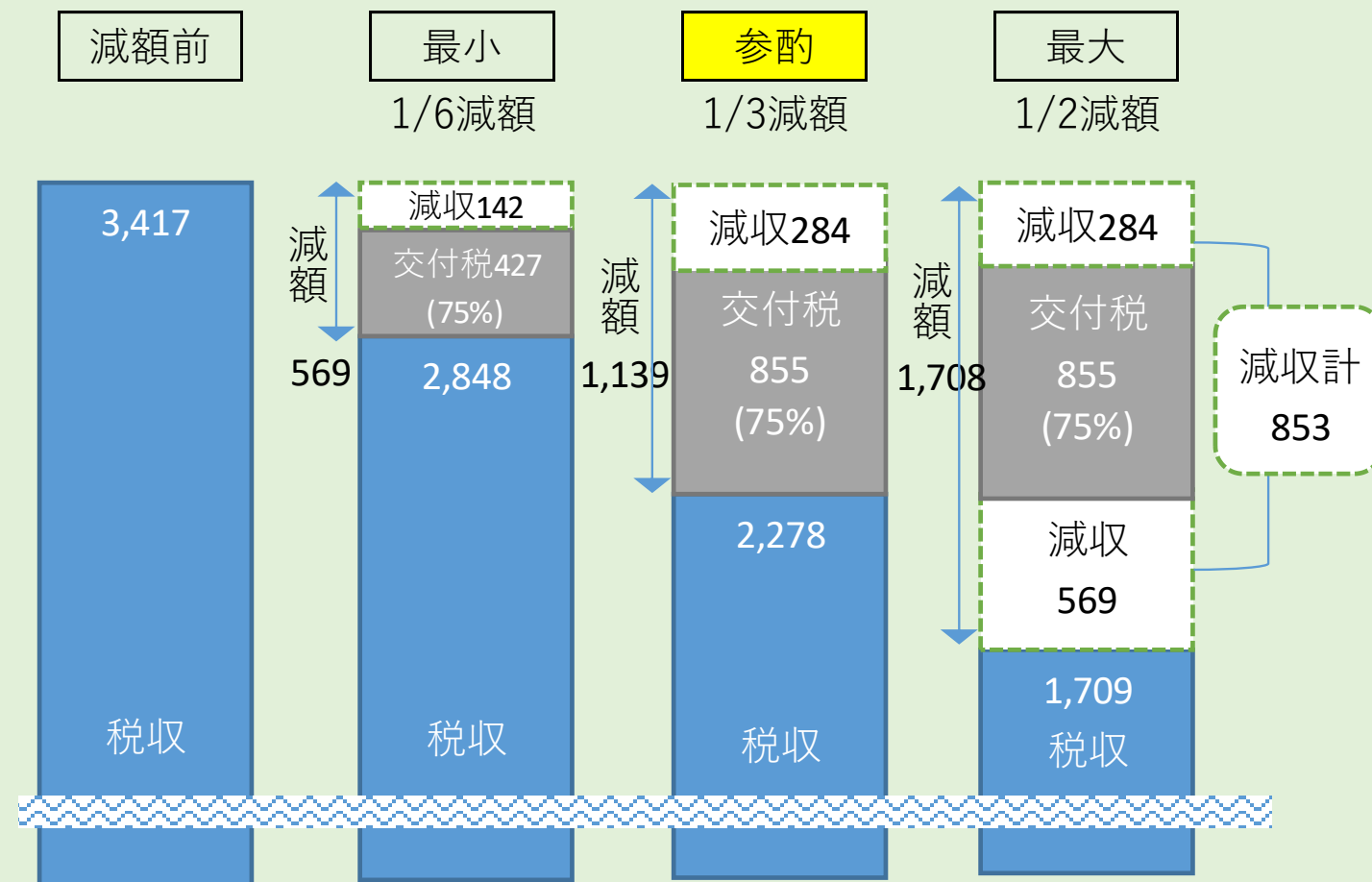
- ・築年数 20年
- ・戸数 34戸
- ・床面積 平均87.25㎡/戸
- ・一棟概算税額 3,417千円

(単位:千円)

	減額前	減額割合		
		1/6	1/3	1/2
税収	3,417	2,848	2,278	1,709
減税額	-	▲569	▲1,139	▲1,708
交付税	-	427	855	855
市減収	-	▲142	▲284	▲853
[参考]1戸当たり減税額		▲17	▲34	▲50

【イメージ図】

(単位:千円)



ウ 施行日

公布の日(令和6年度以降の固定資産税について適用)



(5) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設

(市税条例附則第8条の2、第8条の3関係)

【参考】長崎市におけるわがまち特例の一覧

番号	特例名称		参酌割合(最大～最小)	長崎市の割合	軽減期間	取得期限	
1	家庭的保育事業		1/2(1/3～2/3)	2/3 (最小軽減)	制限なし	制限なし	
2	居宅訪問型保育事業		1/2(1/3～2/3)	2/3 (最小軽減)	制限なし	制限なし	
3	事業所内保育事業		1/2(1/3～2/3)	2/3 (最小軽減)	制限なし	制限なし	
4	公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設	1/2(1/3～2/3)	2/3 (最小軽減)	制限なし	R6.3.31	
5	都市再生認定事業	都市再生緊急整備地域	3/5(1/2～7/10)	1/2 (最大軽減)	5年度分	R8.3.31	
6	津波避難施設等	①指定避難施設	2/3(1/2～5/6)	5/6 (最小軽減)	5年度分	R6.3.31	
		②協定避難用部分	1/2(1/3～2/3)	2/3 (最小軽減)	5年度分	R6.3.31	
		③協定避難用部分 (建設中・建設予定)	1/2(1/3～2/3)	2/3 (最小軽減)	5年度分	R6.3.31	
		④指定避難用償却資産	2/3(1/2～5/6)	5/6 (最小軽減)	5年度分	R6.3.31	
		⑤協定避難用償却資産	1/2(1/3～2/3)	2/3 (最小軽減)	5年度分	R6.3.31	
7	再生可能エネルギー発電設備	①太陽光	ア 出力1,000kw未満	2/3(1/2～5/6)	1/2 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
			イ 出力1,000kw以上	3/4(7/12～11/12)	7/12 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
		②風力	ア 出力20kw未満	3/4(7/12～11/12)	7/12 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
			イ 出力20kw以上	2/3(1/2～5/6)	1/2 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
		③水力	ア 出力5,000kw未満	1/2(1/3～2/3)	1/3 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
			イ 出力5,000kw以上	3/4(7/12～11/12)	7/12 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
		④地熱	ア 出力1,000kw未満	2/3(1/2～5/6)	1/2 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
			イ 出力1,000kw以上	1/2(1/3～2/3)	1/3 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
		⑤バイオマス	ア 出力1万kw未満	1/2(1/3～2/3)	1/3 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
			イ 出力1万kw以上2万kw未満	2/3(1/2～5/6)	1/2 (最大軽減)	3年度分	R6.3.31
8	企業主導型保育事業 (特定事業所内保育施設)		1/2(1/3～2/3)	1/3 (最大軽減)	5年度分	R6.3.31	
9	サービス付き高齢者向け賃貸住宅		2/3(1/2～5/6)	1/2 (最小減額)	5年度分	R7.3.31	
10	マンション大規模改修 (長寿命化) 【新設】		1/3(1/6～1/2)	1/3 (参酌基準)	1年度分	R7.3.31	

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第23条の10【略】</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3【略】</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の3の2【略】</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべ</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第23条の10【略】</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の<u>同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に</u>充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3【略】</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の3の2【略】</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>き事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、その異動の内容その他市長が定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書が</u></p>	<p><u>2 前項_又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項_又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、その異動の内容その他市長が定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項_____の場合において、これらの規定による申告書が</u></p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>その提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が定めるものをいう。次条第4項及び第31条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の方法等）</p> <p>第26条の2 個人の市民税は、第28条の2、第28条の10第1</p>	<p>その提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、市長が定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が定めるものをいう。次条第4項及び第31条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の方法等）</p> <p>第26条の2 個人の市民税は、第28条の2、第28条の10第1</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>項、第28条の13又は第31条の4の<u>規定により</u> 特別徴収の方法による場合 _____ を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>_____</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第28条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により _____ 徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には _____、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額は、特別徴収の方法により _____ 徴収する。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p>	<p>項、第28条の13又は第31条の4の<u>規定によつて</u>特別徴収の方法によつて徴収する場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>_____</p> <p>2 【略】</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第28条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には _____、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 _____ の合算額は、特別徴収の方法によつて _____ 徴収する。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 【略】</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により <u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。</u>）を通じて、当該異動により <u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日</u>（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により <u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により <u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により <u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により <u>徴収する。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により <u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></u></u></u></u></p>	<p>4 【略】</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により <u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。</u>）を通じて、当該異動により <u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日</u>（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により <u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により <u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により <u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により <u>徴収する。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により <u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></u></u></u></u></p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により 徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第28条の9 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によ</p>	<p>6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第28条の9 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によ</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第28条の10 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には _____、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 <u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第28条の13において同じ。)</u>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収する場合には _____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第28条の13において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第28条の10 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には _____、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 _____ の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第28条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には _____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第28条の13において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により 徴収する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 特別徴収の方法により 徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなることと認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第27条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第28条の14 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこと</p>	<p>属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなることと認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第27条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第28条の14 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこと</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>となつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなつた日以後において到来する第27条第1項の納期がある場合には</u>_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法により<u>徴収するものとする。</u></p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者</u>について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用する</u></p>	<p>となつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第27条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定の例によつて</u></p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ことができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>附則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第6条の4 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3【略】</p>	<p>_____当 該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する _____。</p> <p>附則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第6条の4 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2～3【略】</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2【略】</p> <p>2～19【略】</p> <p><u>20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、 3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3【略】</p> <p>2～10【略】</p> <p><u>11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る 区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする 者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附 則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> <u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名</u></p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2【略】</p> <p>2～19【略】</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3【略】</p> <p>2～10【略】</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>又は名称)</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>(4) 当該工事が完了した年月日</u></p> <p><u>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>12【略】</p> <p>13【略】</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第14条【略】</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車</p>	<p>11【略】</p> <p>12【略】</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第14条【略】</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車</p>

3. 長崎市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定</u>を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【略】</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条【略】</p> <p>2【略】</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定</u>を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【略】</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条【略】</p> <p>2【略】</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>